**平成２４年（フ）第３５０号**
千葉県鎌ケ谷市南佐津間４番29―１号　ハイム関口103
債務者　山崎　輝夫
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第３６１号**
千葉県松戸市二十世紀が丘萩町426番地
債務者　児島　一夫
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第３８０号**
千葉県我孫子市南青山７番地の４―102号　クレール南青山
債務者　今村　恵子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第３８１号**
千葉県野田市木間ケ瀬3299番地10
債務者　小菅　康予
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

**平成２４年（フ）第２６８号**
北九州市小倉北区高坊１丁目12番７―101号
債務者　高橋勝徳こと　金　　勝徳
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第８８８号**
名古屋市名東区香坂117　コーポすみれ202号室、住民票上の住所名古屋市守山区竜泉寺１丁目919番地
債務者　杉本　和代
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１９号**
島根県益田市昭和町16番12号Ｌａｄｉｅｓ昭和101、前住所島根県益田市高津町ロ458番地25
債務者　狩野真由美
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
松江地方裁判所益田支部

**平成２４年（フ）第９７５号**
愛知県瀬戸市中品野町５番地　カレッジハイツ瀬戸２―311
債務者　渡邉　文彦
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第５５号**
山口市大内御堀524番地25
債務者　河野　浩明
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第５０号**
北海道北見市南町２丁目３番１―42号
債務者　八巻　恵里（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

**平成２４年（フ）第４８号**
埼玉県春日部市備後東１丁目６番19号　アネックス備後212号
債務者　竹中　正和
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第２８３号**
埼玉県三郷市彦川戸１丁目44番地２
債務者　加藤　辰男
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第２８８号**
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目88番地
債務者　深澤　照子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第２９２号**
埼玉県越谷市大成町５丁目230番地２　Ｆ―103
債務者　中村　晴雄
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第４６３号**
千葉市緑区誉田町２丁目２番地529
債務者　石原祐貴子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第４７０号**
千葉県市原市山田橋１丁目16番地19
債務者　森　　祥子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第４９２号**
千葉県市原市西国分寺台１丁目９番地１　アベニューＡ202
債務者　星　　康範
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係